

【貨物】行政処分状況（令和8年8月分）

トラック

(1) 行政処分又は命令の年月日	令和8年8月21日
(2) 事業者の氏名又は名称及び主たる事務所の位置	玉城 千春 沖縄県名護市大東2丁目17-15
(3) 当該行政処分又は命令に係る営業所の名称及び位置	玉姫産業 沖縄県名護市字運天原280番地
(4) 行政処分又は命令の内容	輸送施設の使用停止(80日車)、文書警告
(5) 主な違反条項	貨物自動車運送事業法第9条第1項
(6) 監査実施の端緒及び違反行為の概要	適正化実施機関が行う巡回指導を拒否したことを端緒として、令和8年7月10日に監査を実施。 14件の違反が認められた。 (1)営業所の位置の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則(以下「施行規則」)第2条第1項第2号) (2)自動車車庫の位置及び収容能力の変更認可違反(施行規則第2条第1項第5号) (3)主たる事務所の位置の変更届出違反(施行規則第7条第1項第1号) (4)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条の5) (5)点呼の実施違反(安全規則第7条第1項～第3項) (6)業務の記録違反(安全規則第8条) (7)運行記録計による記録違反(安全規則第9条) (8)運転者台帳の一部未作成(安全規則第9条の5第1項) (9)運転者台帳の記載事項等の不備(安全規則第9条の5第1項) (10)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項) (11)初任運転者に対する特別な指導の実施義務違反(安全規則第10条第2項) (12)初任運転者に対する適性診断の受診義務違反(安全規則第10条第2項) (13)運行管理者の講習受講義務違反(安全規則第23条第1項) (14)事業報告書、事業実績報告書の報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条1項)
(7) 当該行政処分により当該営業所に付された違反点数及び事業者の累積点数	(当該営業所) 8点 (事業者) 8点